

京都府地域防災計画（一般計画編）の見直し（京都BCP関係）

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
251	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p>第1 災害対策本部の運用</p> <p>8 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</p> <p>第2 災害対策本部</p> <p>2 本部長は、必要に応じて、自衛隊、気象台、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。</p> <p>表 「災害対策本部の事務分掌」</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p>第1 災害対策本部の運用</p> <p>8 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</p> <p>第2 災害対策本部</p> <p>2 本部長は、必要に応じて、自衛隊、気象台、<u>ライフライン事業者</u>、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。</p> <p>表 「災害対策本部の事務分掌」</p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映</p>
253	<p>調整部 調整班</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>12 ライフライン事業者との連絡及び調整の総括に関すること。</u></p> <p>第13節 ライフラインの復旧調整</p> <p><u>人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。</u></p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映</p> <p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映</p>
	<p>第26章 通信・放送施設応急対策計画</p> <p>第1節 通信施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>(2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。</p>	<p>第26章 通信・放送施設応急対策計画</p> <p>第1節 通信施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>(2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。</p>	

394	<p>第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの</p>	<p>第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの <u>(ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。)</u> <u>(3) 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u> 3 府災害対策本部との連携 <u>災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</u> <u>また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。</u></p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（西日本電信電話株式会社）</p>
395	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 2 非常災害発生時の対策 (1)～(2) 略 <u>(新規)</u></p> <p><u>(3) 被害の復旧</u> 非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。</p> <p>3 復旧応援 被害が大きく、<u>京都支店</u>もしくは<u>火力事業本部</u>のみの要員で早期復</p>	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 2 非常災害発生時の対策 (1)～(2) 略 <u>(3) 府災害対策本部との連携</u> <u>非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</u> <u>また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。</u> <u>(4) 被害の復旧</u> 非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。<u>また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</u> <u>ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u></p> <p>3 復旧応援 被害が大きく、<u>京都支社</u>もしくは<u>舞鶴発電所</u>のみの要員で早期復旧</p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（関西電力株式会社）</p> <p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（関西電力株式会社）</p> <p>組織改編（関西電力株式会社）</p>

旧が困難な場合は他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。

第3節 ガス施設応急対策計画

第2 応急対策

(新設)

4 危険防止対策

(略)

5 応急復旧対策

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。

第5節 上下水道施設応急対策計画

第1 水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、

が困難な場合は他支社や火力事業本部等へ応援を要請する。この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。

第3節 ガス施設応急対策計画

第2 応急対策

4 府災害対策本部との連携

災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

5 危険防止対策

(略)

6 応急復旧対策

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。

また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第5節 上下水道施設応急対策計画

第1 水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（大阪ガス株式会社）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（大阪ガス株式会社）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

<p>また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。</p> <p>また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。</p> <p>なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。</p>	<p>また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。</p> <p><u>復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。</u></p> <p>また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。</p> <p>なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。</p> <p><u>ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u></p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）</p> <p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）</p>
<p>第2 下水道施設</p> <p>1 被害状況の収集及び伝達</p> <p>府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。</p> <p>2 応急復旧</p> <p>下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。</p>	<p>第2 下水道施設</p> <p>1 被害状況の収集及び伝達</p> <p>府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。</p> <p><u>下水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</u></p> <p>2 応急復旧</p> <p>下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。</p> <p><u>復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。</u></p> <p><u>ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u></p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）</p> <p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）</p>